

議案第131号

佐野市道の駅どまんなかたぬまの指定管理者の指定について

佐野市道の駅どまんなかたぬまの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年12月1日提出

佐野市長 金子 裕

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

佐野市吉水町366番地2

佐野市道の駅どまんなかたぬま

2 指定する指定管理者

佐野市吉水町366番地2

株式会社どまんなかたぬま

代表取締役社長 篠原 敏 秀

3 指定管理者に指定する期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

佐野市道の駅どまんなかたぬまについて、指定管理者の指定をしたいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 …省 略…

2 …省 略…

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条

の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 …省 略…

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7—11 …省 略…

議案第131号参考資料

指定管理者候補者の概要

名 称	株式会社どまんなかたぬま
種 別	株式会社
設立年月日	平成15年10月10日
資 本 金	3,070万円
従 業 員 数	115人
設立の趣旨	道の駅業務全般における管理業務を行うことを目的とする。
事 業 概 要	(1) 公共施設の維持管理運営等に関する受託 (2) 観光案内に関する業務 (3) レストランの経営 (4) 農産物、林産物、水産物及び民芸品等の地域特産物の販売に関する業務 (5) 酒類、食料品、日用雑貨品の販売に関する業務 (6) たばこ、郵便切手及び収入印紙の販売 (7) 乳製品、菓子類、めん類の製造、加工、販売及び卸売業務 (8) 保健、福祉のサービスに関する調査、研究並びに資料、出版物の発行 (9) 旅行関係情報の提供に関する業務 (10) 温泉利用施設の経営 (11) 上記に附帯する一切の業務
類似施設での指定管理の実績	佐野市道の駅どまんなかたぬま